

LIA-135 適合性検査制度 新旧対照表（令和8年10月1日施行）

新	旧	変更理由
I 適合性検査制度について 本制度は、「適合性検査業務規程」(LIA-111)に基づき、適合性検査の適正かつ円滑な運用を維持することを目的として、適合性検査の制度、事業者の遵守事項、申請方法などを定めるものである。 1～6 省略 7 手数料 (1) 手数料は、人件費、物件費、一般管理費等に基づき、社会的情勢及び財政的状况を考慮し算定し、「適合性検査手数料規程」(LIA-113)に定める。 (2) 業務を行う上で緊要と認めた場合には、暫定手数料を制定し運用することができる。 (3) 手数料は、本会の取引銀行への振込みにより、検査等の申請書受理の際に収納する。 II 検査フロー 1 1号検査 フロー図 省略 2 特定製品認証制度による1号検査 フロー図 省略 「1号検査申請書」の受理から評価結果の通知までの標準的な処理期間は約1か月(1製品の場合)とします。ただし、提出資料及び検査用の試料などの不備を是正する期間や不適合処理など申請者側で要した期間を除きます。 3 フォローアップ制度による2号検査 フロー図 省略 「2号検査申請書」の受理から評価結果の通知までの標準的な処理期間は約3か月(1工場、1製品の場合)とします。ただし、提出資料及び検査用の試料などの不備を是正する期間や不適合処理など申請者側で要した期間を除きます。 III～VII 省略 VIII 異議申立て 本会は、製品の製造事業者等から持ち込まれる製品又は認証業務に関する異議申立てを確実、かつ、誠意を持って処理するものとする。 1 省略 2 異議申立ての処理 (1) 異議申立書の提出 異議申立ては、申立ての事由が発生した日から 30 日以内にその申立て理由を明確にし、「検査結果に関する異議申立書」により本会へ提出すること。 (2) 異議申立ての受理 異議申立てを受理した場合、受理通知書を発行する。 (3) 異議申立ての判定と処理 1) 審理の結果は、申立て後3か月以内に、「苦情等申立てに関する処置報告書」により申立者に通知する。 2) 本会は、異議申立てが本会に起因するものと受諾されたときは、是正処置を含めて適切な処置をとり、改善に努めなければならない。 (4) 異議申立ての審理結果に対する不服の取扱い 本会の審理結果に不服のある場合、報告書の発行日から 30 日以内に限り、当該審理結果に対する不服申立てができるものとする。	I 適合性検査制度について 本制度は、「適合性検査業務規程」(LIA-111)に基づき、適合性検査の適正かつ円滑な運用を維持することを目的として、適合性検査の制度、事業者の遵守事項、申請方法などを定めるものである。 1～6 省略 7 手数料 (1) 手数料は、人件費、物件費、一般管理費等に基づき、社会的情勢及び財政的状况を考慮し算定し、「適合性検査手数料規程」(LIA-113)に定める。 (2) 業務を行う上で緊要と認めた場合には、暫定手数料を制定し運用することができる。 (3) 手数料は、現金、本会の取引銀行への振込みにより、検査等の申請書受理の際に収納する。 II 検査フロー 1 1号検査 フロー図 省略 2 特定製品認証制度による1号検査 フロー図 省略 「1号検査申請書」の受理から評価結果の通知までの標準的な処理期間は約1ヶ月(1製品の場合)とします。ただし、提出資料及び検査用の試料などの不備を是正する期間や不適合処理など申請者側で要した期間を除きます。 3 フォローアップ制度による2号検査 フロー図 省略 「2号検査申請書」の受理から評価結果の通知までの標準的な処理期間は約3ヶ月(1工場、1製品の場合)とします。ただし、提出資料及び検査用の試料などの不備を是正する期間や不適合処理など申請者側で要した期間を除きます。 III～VII 省略 VIII 異議申立て 本会は、製品の製造事業者等から持ち込まれる製品又は認証業務に関する異議申立てを確実、かつ、誠意を持って処理するものとする。 1 省略 2 異議申立ての処理 (1) 異議申立書の提出 異議申立ては、申立ての事由が発生した日から 30 日以内にその申立て理由を明確にし、「検査結果に関する異議申立書」により本会へ提出すること。 (2) 異議申立ての受理 異議申立てを受理した場合、受理通知書を発行する。 (3) 異議申立ての判定と処理 1) 審理の結果は、申立て後3か月以内に、「苦情等申立てに関する処置報告書」により申立者に通知する。 2) 本会は、異議申立てが本会に起因するものと受諾されたときは、是正処置を含めて適切な処置をとり、改善に努めなければならない。 (4) 異議申立ての審理結果に対する不服の取扱い 本会の審理結果に不服のある場合、通知書の発行日から 30 日以内に限り、当該審理結果に対する不服申立てができるものとする。	運用実態との整合 語句修正 語句修正 語句修正

新	旧	変更理由																																																										
IX 手数料について 1～3 省略 4 手数料表(税抜き) (1) 1号検査(第1検査及び第2検査)に係る手数料は、ガス栓の種類及び検査の種類により次表のとおりとする。 <table><tr><th>種 類</th><th>第1検査</th><th>第2検査</th></tr><tr><td>ねじガス栓、可とう管ガス栓</td><td>145,200 円／件</td><td rowspan="4">19.8 円／個</td></tr><tr><td>ホースガス栓</td><td>188,100 円／件</td></tr><tr><td>ホースガス栓(異形2口)</td><td>196,900 円／件</td></tr><tr><td>可とう管・ホースガス栓(一体型)</td><td>253,000 円／件</td></tr></table> (備考) 1) 配管用フレキ管接続タイプは、上記金額に 41,250 円を追加する。(新規) 2) スプリング式バルブ内蔵の検査孔又はドレン孔付タイプは、上記金額に 11,000 円を追加する。 3) IPX5 仕様のガス栓にあっては、上記金額に 18,700 円を追加する。(新規) (2) 2号検査(フォローアップ制度)に係る検査手数料 1) 2号検査(検査設備等検査)に係る1件あたりの手数料を 55,000 円とする。また、交通費等は本会の定める旅費支給規程によるものとし、別途請求する。 2) 製品検査に係る手数料は、ガス栓の種類により次表のとおりとする。 <table><tr><th>種 類</th><th>製品検査</th></tr><tr><td>ねじガス栓、可とう管ガス栓</td><td>145,200 円／件</td></tr><tr><td>ホースガス栓</td><td>188,100 円／件</td></tr><tr><td>ホースガス栓(異形2口)</td><td>196,900 円／件</td></tr><tr><td>可とう管・ホースガス栓(一体型)</td><td>253,000 円／件</td></tr></table> (備考) 1) 配管用フレキ管接続タイプは、上記金額に 41,250 円を追加する。(新規) 2) スプリング式バルブ内蔵の検査孔又はドレン孔付タイプは、上記金額に 11,000 円を追加する。 3) IPX5 仕様のガス栓にあっては、上記金額に 18,700 円を追加する。(新規) 3) 管理検査に係る手数料は、ガス栓の種類により次表のとおりとする。 <table><tr><th>種 類</th><th>管理検査</th></tr><tr><td>ねじガス栓、可とう管ガス栓</td><td rowspan="4">13.2 円／個</td></tr><tr><td>ホースガス栓</td></tr><tr><td>ホースガス栓(異形2口)</td></tr><tr><td>可とう管・ホースガス栓(一体型)</td></tr></table>	種 類	第1検査	第2検査	ねじガス栓、可とう管ガス栓	145,200 円／件	19.8 円／個	ホースガス栓	188,100 円／件	ホースガス栓(異形2口)	196,900 円／件	可とう管・ホースガス栓(一体型)	253,000 円／件	種 類	製品検査	ねじガス栓、可とう管ガス栓	145,200 円／件	ホースガス栓	188,100 円／件	ホースガス栓(異形2口)	196,900 円／件	可とう管・ホースガス栓(一体型)	253,000 円／件	種 類	管理検査	ねじガス栓、可とう管ガス栓	13.2 円／個	ホースガス栓	ホースガス栓(異形2口)	可とう管・ホースガス栓(一体型)	IX 手数料について 1～3 省略 4 手数料表(税抜き) (1) 1号検査(第1検査及び第2検査)に係る手数料は、ガス栓の種類及び検査の種類により次表のとおりとする。 <table><tr><th>種 類</th><th>第1検査</th><th>第2検査</th></tr><tr><td>ねじガス栓、可とう管ガス栓</td><td>132,000 円／件</td><td rowspan="4">18 円／個</td></tr><tr><td>ホースガス栓</td><td>171,000 円／件</td></tr><tr><td>ホースガス栓(異形2口)</td><td>179,000 円／件</td></tr><tr><td>可とう管・ホースガス栓(一体型)</td><td>230,000 円／件</td></tr></table> (備考) 1) 配管用フレキ管接続タイプは、上記金額に 37,500 円を追加する。(新規) 2) スプリング式バルブ内蔵の検査孔又はドレン孔付タイプは、上記金額に 10,000 円を追加する。 3) IPX5 仕様のガス栓にあっては、上記金額に 17,000 円を追加する。(新規) (2) 2号検査(フォローアップ制度)に係る検査手数料 1) 2号検査(検査設備等検査)に係る1件あたりの手数料を 50,000 円とする。また、交通費等は本会の定める旅費支給規程によるものとし、別途請求する。 2) 製品検査に係る手数料は、ガス栓の種類により次表のとおりとする。 <table><tr><th>種 類</th><th>製品検査</th></tr><tr><td>ねじガス栓、可とう管ガス栓</td><td>132,000 円／件</td></tr><tr><td>ホースガス栓</td><td>171,000 円／件</td></tr><tr><td>ホースガス栓(異形2口)</td><td>179,000 円／件</td></tr><tr><td>可とう管・ホースガス栓(一体型)</td><td>230,000 円／件</td></tr></table> (備考) 1) 配管用フレキ管接続タイプは、上記金額に 37,500 円を追加する。(新規) 2) スプリング式バルブ内蔵の検査孔又はドレン孔付タイプは、上記金額に 10,000 円を追加する。 3) IPX5 仕様のガス栓にあっては、上記金額に 17,000 円を追加する。(新規) 3) 管理検査に係る手数料は、ガス栓の種類により次表のとおりとする。 <table><tr><th>種 類</th><th>管理検査</th></tr><tr><td>ねじガス栓、可とう管ガス栓</td><td rowspan="4">12 円／個</td></tr><tr><td>ホースガス栓</td></tr><tr><td>ホースガス栓(異形2口)</td></tr><tr><td>可とう管・ホースガス栓(一体型)</td></tr></table>	種 類	第1検査	第2検査	ねじガス栓、可とう管ガス栓	132,000 円／件	18 円／個	ホースガス栓	171,000 円／件	ホースガス栓(異形2口)	179,000 円／件	可とう管・ホースガス栓(一体型)	230,000 円／件	種 類	製品検査	ねじガス栓、可とう管ガス栓	132,000 円／件	ホースガス栓	171,000 円／件	ホースガス栓(異形2口)	179,000 円／件	可とう管・ホースガス栓(一体型)	230,000 円／件	種 類	管理検査	ねじガス栓、可とう管ガス栓	12 円／個	ホースガス栓	ホースガス栓(異形2口)	可とう管・ホースガス栓(一体型)	手数料改定
種 類	第1検査	第2検査																																																										
ねじガス栓、可とう管ガス栓	145,200 円／件	19.8 円／個																																																										
ホースガス栓	188,100 円／件																																																											
ホースガス栓(異形2口)	196,900 円／件																																																											
可とう管・ホースガス栓(一体型)	253,000 円／件																																																											
種 類	製品検査																																																											
ねじガス栓、可とう管ガス栓	145,200 円／件																																																											
ホースガス栓	188,100 円／件																																																											
ホースガス栓(異形2口)	196,900 円／件																																																											
可とう管・ホースガス栓(一体型)	253,000 円／件																																																											
種 類	管理検査																																																											
ねじガス栓、可とう管ガス栓	13.2 円／個																																																											
ホースガス栓																																																												
ホースガス栓(異形2口)																																																												
可とう管・ホースガス栓(一体型)																																																												
種 類	第1検査	第2検査																																																										
ねじガス栓、可とう管ガス栓	132,000 円／件	18 円／個																																																										
ホースガス栓	171,000 円／件																																																											
ホースガス栓(異形2口)	179,000 円／件																																																											
可とう管・ホースガス栓(一体型)	230,000 円／件																																																											
種 類	製品検査																																																											
ねじガス栓、可とう管ガス栓	132,000 円／件																																																											
ホースガス栓	171,000 円／件																																																											
ホースガス栓(異形2口)	179,000 円／件																																																											
可とう管・ホースガス栓(一体型)	230,000 円／件																																																											
種 類	管理検査																																																											
ねじガス栓、可とう管ガス栓	12 円／個																																																											
ホースガス栓																																																												
ホースガス栓(異形2口)																																																												
可とう管・ホースガス栓(一体型)																																																												

新	旧	変更理由																																						
4) 性能確認検査に係る手数料は、ガス栓の種類により次表のとおりとする。 <table><tr><th>種 類</th><th>性能確認検査</th></tr><tr><td>ねじガス栓、可とう管ガス栓</td><td>34,100 円／件</td></tr><tr><td>ホースガス栓</td><td>59,400 円／件</td></tr><tr><td>ホースガス栓(異形2口)</td><td>59,400 円／件</td></tr><tr><td>可とう管・ホースガス栓(一体型)</td><td>59,400 円／件</td></tr></table> (備考) 配管用フレキ管接続タイプは、上記金額に 23,100 円を追加する。 5) フォローアップに係る手数料は、その種類により次表のとおりとする。 <table><tr><th>検 査 の 種 類</th><th>検査工数</th><th>手 数 料</th></tr><tr><td>1年フォローアップ</td><td>2人日</td><td>無 料</td></tr><tr><td>3月又は6月フォローアップ</td><td>1人日</td><td>無 料</td></tr></table> (備考) 1) 交通費等は本会の定める旅費支給規程によるものとし、交通手段及び宿泊については事前打合せによるものとし、別途請求する。 2) 検査工数は、標準的な工数であり増減できるものとする。 (3) 特例措置 1) 特定製品認証制度における特例 同一の型式区分に属する製品群の第1検査を同時に申請する場合、2件目以降の申請に対する第1検査手数料を適用する手数料から1件あたり 25,000 円を差し引いた手数料とする。 2) フォローアップ制度における特例 a) 同一の型式区分に属する製品群の製品検査を同時に申請する場合、2件目以降の申請に対する製品検査手数料を適用する手数料から1件あたり 25,000 円を差し引いた手数料とする。 b) 複数の2号検査(検査設備等検査)を同時に申請する場合、2件目以降の2号検査(検査設備等検査)の申請に係る手数料を1件あたり 16,500 円とする。 c) 検査設備等検査に係る是正要求に対する部分的な検査による2号検査手数料を1件あたり 27,500 円とする。	種 類	性能確認検査	ねじガス栓、可とう管ガス栓	34,100 円／件	ホースガス栓	59,400 円／件	ホースガス栓(異形2口)	59,400 円／件	可とう管・ホースガス栓(一体型)	59,400 円／件	検 査 の 種 類	検査工数	手 数 料	1年フォローアップ	2人日	無 料	3月又は6月フォローアップ	1人日	無 料	4) 性能確認検査に係る手数料は、ガス栓の種類により次表のとおりとする。 <table><tr><th>種 類</th><th>性能確認検査</th></tr><tr><td>ねじガス栓、可とう管ガス栓</td><td>31,000 円／件</td></tr><tr><td>ホースガス栓</td><td>54,000 円／件</td></tr><tr><td>ホースガス栓(異形2口)</td><td>54,000 円／件</td></tr><tr><td>可とう管・ホースガス栓(一体型)</td><td>54,000 円／件</td></tr></table> (備考) 配管用フレキ管接続タイプは、上記金額に 21,000 円を追加する。 5) フォローアップに係る手数料は、その種類により次表のとおりとする。 <table><tr><th>検 査 の 種 類</th><th>検査工数</th><th>手 数 料</th></tr><tr><td>1年フォローアップ</td><td>2人日</td><td>無 料</td></tr><tr><td>3月又は6月フォローアップ</td><td>1人日</td><td>無 料</td></tr></table> (備考) 1) 交通費等は本会の定める旅費支給規程によるものとし、交通手段及び宿泊については事前打合せによるものとし、別途請求する。 2) 検査工数は、標準的な工数であり増減できるものとする。 (3) 特例措置 1) 特定製品認証制度における特例 同一の型式区分に属する製品群の第1検査を同時に申請する場合、2件目以降の申請に対する第1検査手数料を適用する手数料から1件あたり 25,000 円を差し引いた手数料とする。 2) フォローアップ制度における特例 a) 同一の型式区分に属する製品群の製品検査を同時に申請する場合、2件目以降の申請に対する製品検査手数料を適用する手数料から1件あたり 25,000 円を差し引いた手数料とする。 b) 複数の2号検査(検査設備等検査)を同時に申請する場合、2件目以降の2号検査(検査設備等検査)の申請に係る手数料を1件あたり 15,000 円とする。 c) 検査設備等検査に係る是正要求に対する部分的な検査による2号検査手数料を1件あたり 25,000 円とする。	種 類	性能確認検査	ねじガス栓、可とう管ガス栓	31,000 円／件	ホースガス栓	54,000 円／件	ホースガス栓(異形2口)	54,000 円／件	可とう管・ホースガス栓(一体型)	54,000 円／件	検 査 の 種 類	検査工数	手 数 料	1年フォローアップ	2人日	無 料	3月又は6月フォローアップ	1人日	無 料	手数料改定
種 類	性能確認検査																																							
ねじガス栓、可とう管ガス栓	34,100 円／件																																							
ホースガス栓	59,400 円／件																																							
ホースガス栓(異形2口)	59,400 円／件																																							
可とう管・ホースガス栓(一体型)	59,400 円／件																																							
検 査 の 種 類	検査工数	手 数 料																																						
1年フォローアップ	2人日	無 料																																						
3月又は6月フォローアップ	1人日	無 料																																						
種 類	性能確認検査																																							
ねじガス栓、可とう管ガス栓	31,000 円／件																																							
ホースガス栓	54,000 円／件																																							
ホースガス栓(異形2口)	54,000 円／件																																							
可とう管・ホースガス栓(一体型)	54,000 円／件																																							
検 査 の 種 類	検査工数	手 数 料																																						
1年フォローアップ	2人日	無 料																																						
3月又は6月フォローアップ	1人日	無 料																																						

新				旧				変更理由			
5 項目別検査手数料表(税抜き)				5 項目別検査手数料表(税抜き)				手数料改定			
材 料	検 査 項 目			検 査 項 目			金 額				
	1 本体及び過流出安全機構				1 本体及び過流出安全機構				30,000 円		
		2 本体と栓の間に弾性材を使用するものの栓				2 本体と栓の間に弾性材を使用するものの栓			9,000 円		
			3 本体と栓との間に弾性材を使用しないものの栓	(1) 金属の栓							
				金属以外の栓	(2) 目視				1,000 円		
					(3) 耐液化石油ガス性				40,000 円		
		(4) 溶融温度			5,000 円						
	4 スプリング及びスプリング座金			4 スプリング及びスプリング座金			30,000 円				
	5 弾性材、Oリング及びパッキンの耐液化石油ガス性			5 弾性材、Oリング及びパッキンの耐液化石油ガス性			40,000 円				
	6 ヒューズボール等	(1) 目視			1,000 円						
		(2) 耐液化石油ガス性			40,000 円						
			(3) 溶融温度			5,000 円					
	寸 法	7(1)(2) ねじガス栓及び可とう管ガス栓の入口側及び出口側の取付部のねじ			7(1)(2) ねじガス栓及び可とう管ガス栓の入口側及び出口側の取付部のねじ				5,000 円		
		7(3) 配管用フレキ管の接続部の確認			7(3) 配管用フレキ管の接続部の確認				5,000 円		
		8ホースガス栓の入口側取付部のねじ			8ホースガス栓の入口側取付部のねじ				5,000 円		
		9過流出安全機構を有するホースガス栓の出口側の取付部			9過流出安全機構を有するホースガス栓の出口側の取付部				5,000 円		
構 造 (性能)	10 ガス栓の種類			10 ガス栓の種類			2,000 円				
	11 過流出安全機構(作動流量、作動後漏れ量)			11 過流出安全機構(作動流量、作動後漏れ量)			18,000 円				
	12 過流出安全機構の復帰			12 過流出安全機構の復帰			5,000 円				

新			旧			変更理由
構造	検 査 項 目		検 査 項 目		金 額	手数料改定
	13	入口側及び出口側の取付部が容易に取り外せない構造	13	入口側及び出口側の取付部が容易に取り外せない構造	2,000 円	
	14	取付部のねじの締付部	14	取付部のねじの締付部		
	15	ストップ機構	15	ストップ機構		
	16	つまみ等の回転とガス通路の開閉	16	つまみ等の回転とガス通路の開閉		
	17	つまみの形状とガス通路の開閉状態	17	つまみの形状とガス通路の開閉状態		
	18	ガス通路の開閉状態(つまみ等を取り外したときの表示)	18	ガス通路の開閉状態(つまみ等を取り外したときの表示)		
	19 (1)	ロック機構	19 (1)	ロック機構		
	19 (2)	ボックス型ガス栓の着脱操作	19 (2)	ボックス型ガス栓の着脱操作		
	20	ガスコンセントの着脱操作	20	ガスコンセントの着脱操作		
	34	遠隔操作機構				
性能	21	気密	21	気密	5,000 円	運用実態との整合
	22	流量	22	流量	15,000 円	
	23	回転力	23	回転力	5,000 円	
	24	耐久性(栓部)	24	耐久性(栓部)	40,000 円 (ねじ:20,000 円)	
	25	耐久性(自在部)	25	耐久性(自在部)	18,000 円	
	26	耐久性(過流出安全機構部)	26	耐久性(過流出安全機構部)	22,000 円	
	27	耐久性(ロック機構部)	27	耐久性(ロック機構部)	18,000 円 (ねじ:9,000 円)	
	28	耐衝撃性	28	耐衝撃性	10,000 円	
	29	耐静荷重性	29	耐静荷重性	15,000 円	
	30	耐ねじ込み力性	30	耐ねじ込み力性	15,000 円	
	31	ストップ機構の強さ	31	ストップ機構の強さ	3,000 円	
	32	耐温度性	32	耐温度性	25,000 円	
	33	配管用フレキ管接続ガス栓の引張強度	33	配管用フレキ管接続ガス栓の引張強度	21,000 円	
	表示	35 表示	表示	34 表示	1,000 円	

新				旧				変更理由																																																
<table><tr><th colspan="2">検 査 項 目</th><th colspan="2">金 額</th></tr><tr><td rowspan="4">配管用フレキ管接続ガス栓</td><td>1 共回り試験</td><td colspan="2"><u>2,200 円</u></td></tr><tr><td>2 衝撃試験</td><td colspan="2"><u>11,000 円</u></td></tr><tr><td>3 振動試験</td><td colspan="2"><u>24,200 円</u></td></tr><tr><td>4 耐液化石油ガス性</td><td colspan="2"><u>44,000 円</u></td></tr><tr><td rowspan="2">IPX5 仕様ガス栓</td><td>1 耐放水試験</td><td colspan="2"><u>18,700 円</u></td></tr><tr><td>2 表示</td><td colspan="2"><u>1,100 円</u></td></tr></table>				検 査 項 目		金 額		配管用フレキ管接続ガス栓	1 共回り試験	<u>2,200 円</u>		2 衝撃試験	<u>11,000 円</u>		3 振動試験	<u>24,200 円</u>		4 耐液化石油ガス性	<u>44,000 円</u>		IPX5 仕様ガス栓	1 耐放水試験	<u>18,700 円</u>		2 表示	<u>1,100 円</u>		<table><tr><th colspan="2">検 査 項 目</th><th colspan="2">金 額</th></tr><tr><td rowspan="4">配管用フレキ管接続ガス栓</td><td>1 共回り試験</td><td colspan="2"><u>2,000 円</u></td></tr><tr><td>2 衝撃試験</td><td colspan="2"><u>10,000 円</u></td></tr><tr><td>3 振動試験</td><td colspan="2"><u>22,000 円</u></td></tr><tr><td>4 耐液化石油ガス性</td><td colspan="2"><u>40,000 円</u></td></tr><tr><td rowspan="2">IPX5 仕様ガス栓</td><td>1 耐放水試験</td><td colspan="2"><u>17,000 円</u></td></tr><tr><td>2 表示</td><td colspan="2"><u>1,000 円</u></td></tr></table>				検 査 項 目		金 額		配管用フレキ管接続ガス栓	1 共回り試験	<u>2,000 円</u>		2 衝撃試験	<u>10,000 円</u>		3 振動試験	<u>22,000 円</u>		4 耐液化石油ガス性	<u>40,000 円</u>		IPX5 仕様ガス栓	1 耐放水試験	<u>17,000 円</u>		2 表示	<u>1,000 円</u>		手数料改定
検 査 項 目		金 額																																																						
配管用フレキ管接続ガス栓	1 共回り試験	<u>2,200 円</u>																																																						
	2 衝撃試験	<u>11,000 円</u>																																																						
	3 振動試験	<u>24,200 円</u>																																																						
	4 耐液化石油ガス性	<u>44,000 円</u>																																																						
IPX5 仕様ガス栓	1 耐放水試験	<u>18,700 円</u>																																																						
	2 表示	<u>1,100 円</u>																																																						
検 査 項 目		金 額																																																						
配管用フレキ管接続ガス栓	1 共回り試験	<u>2,000 円</u>																																																						
	2 衝撃試験	<u>10,000 円</u>																																																						
	3 振動試験	<u>22,000 円</u>																																																						
	4 耐液化石油ガス性	<u>40,000 円</u>																																																						
IPX5 仕様ガス栓	1 耐放水試験	<u>17,000 円</u>																																																						
	2 表示	<u>1,000 円</u>																																																						
<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">検 査 項 目</th><th colspan="2">金 額</th></tr><tr><th>追加申請</th><th>同時申請</th></tr><tr><td rowspan="4">オンオフ機構部</td><td>1(1)オンオフ機構(開)</td><td><u>16,500 円</u></td><td><u>16,500 円</u></td></tr><tr><td>1(2)オンオフ機構(閉)</td><td><u>16,500 円</u></td><td><u>16,500 円</u></td></tr><tr><td>2 内部漏れ</td><td><u>11,000 円</u></td><td><u>3,300 円</u></td></tr><tr><td>3 安全機構の作動確認</td><td><u>16,500 円</u></td><td><u>16,500 円</u></td></tr></table>				検 査 項 目		金 額		追加申請	同時申請	オンオフ機構部	1(1)オンオフ機構(開)	<u>16,500 円</u>	<u>16,500 円</u>	1(2)オンオフ機構(閉)	<u>16,500 円</u>	<u>16,500 円</u>	2 内部漏れ	<u>11,000 円</u>	<u>3,300 円</u>	3 安全機構の作動確認	<u>16,500 円</u>	<u>16,500 円</u>	<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">検 査 項 目</th><th colspan="2">金 額</th></tr><tr><th>追加申請</th><th>同時申請</th></tr><tr><td rowspan="4">オンオフ機構部</td><td>1(1)オンオフ機構(開)</td><td><u>15,000 円</u></td><td><u>15,000 円</u></td></tr><tr><td>1(2)オンオフ機構(閉)</td><td><u>15,000 円</u></td><td><u>15,000 円</u></td></tr><tr><td>2 内部漏れ</td><td><u>10,000 円</u></td><td><u>3,000 円</u></td></tr><tr><td>3 安全機構の作動確認</td><td><u>15,000 円</u></td><td><u>15,000 円</u></td></tr></table>				検 査 項 目		金 額		追加申請	同時申請	オンオフ機構部	1(1)オンオフ機構(開)	<u>15,000 円</u>	<u>15,000 円</u>	1(2)オンオフ機構(閉)	<u>15,000 円</u>	<u>15,000 円</u>	2 内部漏れ	<u>10,000 円</u>	<u>3,000 円</u>	3 安全機構の作動確認	<u>15,000 円</u>	<u>15,000 円</u>											
検 査 項 目		金 額																																																						
		追加申請	同時申請																																																					
オンオフ機構部	1(1)オンオフ機構(開)	<u>16,500 円</u>	<u>16,500 円</u>																																																					
	1(2)オンオフ機構(閉)	<u>16,500 円</u>	<u>16,500 円</u>																																																					
	2 内部漏れ	<u>11,000 円</u>	<u>3,300 円</u>																																																					
	3 安全機構の作動確認	<u>16,500 円</u>	<u>16,500 円</u>																																																					
検 査 項 目		金 額																																																						
		追加申請	同時申請																																																					
オンオフ機構部	1(1)オンオフ機構(開)	<u>15,000 円</u>	<u>15,000 円</u>																																																					
	1(2)オンオフ機構(閉)	<u>15,000 円</u>	<u>15,000 円</u>																																																					
	2 内部漏れ	<u>10,000 円</u>	<u>3,000 円</u>																																																					
	3 安全機構の作動確認	<u>15,000 円</u>	<u>15,000 円</u>																																																					
X ～ X V 省略				X ～ X V 省略																																																				

新	旧	変更理由
XVI 附 則 附 則（平成 12 年 10 月 1 日制定） 1 この検査制度は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。 附 則（平成 17 年 4 月 1 日改正） 1 この改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。 附 則（平成 19 年 4 月 1 日改正） 1 この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。 附 則（平成 24 年 4 月 1 日改正） 1 この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。 2 一般財団法人の登記を行った日から「財団法人」を「一般財団法人」に改める。 附 則（平成 24 年 10 月 1 日改正） 1 この改正は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。 附 則（平成 28 年 3 月 1 日改正） 1 この改正は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。 附 則（平成 29 年 8 月 1 日改正） 1 この改正は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。 附 則（令和元年 7 月 1 日改正） 1 この改正は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。 附 則（令和 5 年 11 月 1 日改正） 1 この改正は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。 <u>附 則（令和 8 年 10 月 1 日改正）</u> <u>1 この改正は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。</u>	XVI 附 則 附 則（平成 12 年 10 月 1 日制定） 1 この検査制度は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。 附 則（平成 17 年 4 月 1 日改正） 1 この改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。 附 則（平成 19 年 4 月 1 日改正） 1 この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。 附 則（平成 24 年 4 月 1 日改正） 1 この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。 2 一般財団法人の登記を行った日から「財団法人」を「一般財団法人」に改める。 附 則（平成 24 年 10 月 1 日改正） 1 この改正は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。 附 則（平成 28 年 3 月 1 日改正） 1 この改正は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。 附 則（平成 29 年 8 月 1 日改正） 1 この改正は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。 附 則（令和元年 7 月 1 日改正） 1 この改正は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。 附 則（令和 5 年 11 月 1 日改正） 1 この改正は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。	

新	旧	変更理由																																								
XⅦ 申請等の様式集 (様式第1)～(様式第28) 省略 (様式第29) 発行番号 適合性証明書(2) 下記の特定液化石油ガス器具等について法第47条第1項第2号による適合性検査を行った結果、法第46条第1項の経済産業省令で定める技術上の基準及び法第47条第2項の経済産業省令で定める基準に適合していることを証します。 <table><tr><td>申請者の氏名又は名称及び住所</td><td></td></tr><tr><td>特定液化石油ガス器具等の区分</td><td></td></tr><tr><td>特定液化石油ガス器具等の型式の区分</td><td></td></tr><tr><td>代表形式名</td><td></td></tr><tr><td>構造、材質及び性能の概要</td><td></td></tr><tr><td>工場又は事業場の名称及び所在地</td><td></td></tr><tr><td>検査の方法</td><td></td></tr><tr><td>製品検査合格通知番号</td><td>発行日</td></tr><tr><td>検査設備等検査合格通知番号</td><td>発行日</td></tr><tr><td>備考</td><td></td></tr></table> 年 月 日 一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会 理事長 印 (様式第30) 以降省略	申請者の氏名又は名称及び住所		特定液化石油ガス器具等の区分		特定液化石油ガス器具等の型式の区分		代表形式名		構造、材質及び性能の概要		工場又は事業場の名称及び所在地		検査の方法		製品検査合格通知番号	発行日	検査設備等検査合格通知番号	発行日	備考		XⅦ 申請等の様式集 (様式第1)～(様式第28) 省略 (様式第29) 発行番号 適合性証明書(2) 下記の特定液化石油ガス器具等について法第47条第1項第2号による適合性検査を行った結果、法第46条第1項の経済産業省令で定める技術上の基準及び法第47条第2項の経済産業省令で定める基準に適合していることを証します。 <table><tr><td>申請者の氏名又は名称及び住所</td><td></td></tr><tr><td>特定液化石油ガス器具等の区分</td><td></td></tr><tr><td>特定液化石油ガス器具等の型式の区分</td><td></td></tr><tr><td>代表形式名</td><td></td></tr><tr><td>構造、材質及び性能の概要</td><td></td></tr><tr><td>工場又は事業場の名称及び所在地</td><td></td></tr><tr><td>検査の方法</td><td></td></tr><tr><td>製品検査結果通知番号</td><td>発行日</td></tr><tr><td>検査設備等検査結果通知番号</td><td>発行日</td></tr><tr><td>備考</td><td></td></tr></table> 年 月 日 一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会 理事長 印 (様式第30) 以降省略	申請者の氏名又は名称及び住所		特定液化石油ガス器具等の区分		特定液化石油ガス器具等の型式の区分		代表形式名		構造、材質及び性能の概要		工場又は事業場の名称及び所在地		検査の方法		製品検査結果通知番号	発行日	検査設備等検査結果通知番号	発行日	備考		
申請者の氏名又は名称及び住所																																										
特定液化石油ガス器具等の区分																																										
特定液化石油ガス器具等の型式の区分																																										
代表形式名																																										
構造、材質及び性能の概要																																										
工場又は事業場の名称及び所在地																																										
検査の方法																																										
製品検査合格通知番号	発行日																																									
検査設備等検査合格通知番号	発行日																																									
備考																																										
申請者の氏名又は名称及び住所																																										
特定液化石油ガス器具等の区分																																										
特定液化石油ガス器具等の型式の区分																																										
代表形式名																																										
構造、材質及び性能の概要																																										
工場又は事業場の名称及び所在地																																										
検査の方法																																										
製品検査結果通知番号	発行日																																									
検査設備等検査結果通知番号	発行日																																									
備考																																										

以上